令和６年２月 11 日実施

令和５年度　板橋区手話講習会進級試験　　**通訳養成コース**

（筆記試験問題）

1. 次の文章を読み、(　　) に当てはまる語を、下記の語群の中から選び解答用紙に記入してください。

（1）第 19 回世界ろう者会議が、令和５年７月 11 日から 15 日、(　①　) で開催されました。この会議は (　②　) に 1 回開催されるもので、次回は (　③　) で開催される予定です。

（2）東京聴覚障害者支援センターは、旧名を (　④　) と言い、1965 年に開設されました。現在は、(　⑤　) 支援、(　⑥　) 訓練、就労移行支援などの事業を行っています。

（3）(　⑦　) は、手話言語の国際デーです。板橋区では令和５年のこの日、第３回いたばし(　⑧　)が開催されました。夜7時からは、ＪＲ板橋駅にある(　⑨　) が国連や世界ろう連盟のロゴの色であり世界平和を表す青色にライトアップされました。

（4）障害者の雇用の (　⑩　) 等に関する法律は、雇用義務制度と納付金制度、職業リハビリテーションからなり、雇用率を達成していない企業は、雇用納付金を支払うことになっています。

この雇用納付金は、雇用率を達成した障害者を採用している企業に対して、働きやすい職場環境を整えるため、雇用 (　⑪　) として支給されています。

（5）手話言語条例が初めて制定されたのは、2013 年の (　⑫　) です。板橋区は (　⑬　) 年６月、東京都は (　⑭　) 年９月にそれぞれ手話言語条例が施行されています。

（6）手話と口話の両方を使ったコミュニケーションを、(　⑮　) コミュニケーションと言います。この方法は、(　⑯　) の習得が難しいとされています。

（7）(　⑰　) 年９月 10 日、(　⑱　) 委員会において、第 (　⑲　) 回デフリンピックの東京開催が決議されました。この大会はデフリンピック (　⑳　) 周年を迎える記念すべき大会となります。

ア．9 月 23 日	イ．母語	ウ．増進	エ．韓国	オ．北海道
カ．25	キ．給付金	ク．むすびのけやき	ケ．4 年	コ．2020
サ．施設入所	シ．手話習得	ス．フランス	セ．2019	
ソ．促進	タ．20	チ．東京都ろうあ者更生寮	ツ．日本語	
テ．むすびのかえで	ト．調整金	ナ．バイリンガル		
二．国際ろう者スポーツ	ヌ．自立	ネ．国連スポーツ	ノ．12 月 8 日	
ハ．鳥取県	ヒ．言語	フ．2022	ヘ．手話言語フェス	
ホ．アラブ首長国連邦	マ．2015	ミ．共同社会	ム．トータル	
メ．東京都ろうあ者厚生寮	モ．手話言語フォーラム	ヤ．ブラジル		
ユ．50	ヨ．100	ラ．雇用基準数	リ．5 年	

2. 次の文章で正しいものには〇、間違っているものには×を解答欄に記入してください。

（1）聴覚障害者情報提供施設とは、平成 2 年に障害者総合支援法に定められたもので、全都道府県に設置することとされています。東京には、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターがあります。

（2）手話通訳技術のトレーニング方法として、イントラリンガルトレーニングがあります。これは、表現されたメッセージを要約して、同言語で表現するトレーニングのことです。

（3）板橋区手話言語条例の一環として、板橋区と一般社団法人板橋区聴覚障害者協会は、令和 5 年に一般区民を対象とした手話講座を開催しました。

（4）昔は、ろう者が医師、看護師、薬剤師などの免許を取得することは認められていませんでしたが、2001 年に医師法など 27 の法律と 31 の制度が改正により障害者を特定した相対的欠格条項が削除され、現在はろう者も免許取得が可能となりました。

（5）聴覚障害により身体障害者として認定される基準は、身体障害者福祉法に定められています。この基準により身体障害者と認定されれば、身体障害者手帳が交付されます。

（6）障害者基本法第 4 条では、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない、と定めています。

（7）「ソーシャルワーク」は、資格を持つ福祉専門職だけが行うことができ、日本語に直訳すると「社会福祉援助」と言います。手話通訳は、聴覚障害者と社会をつなぐ橋渡しの役割があり、その役割をはたすとき、コミュニケーションを支援することはソーシャルワークの一つとも言えるのです。

（8）2011（平成 23）年 3 月 11 日に起こった東日本大震災では、一般財団法人全日本ろうあ連盟を中心に関係団体による東日本大震災聴覚障害者救援中央本部が立ち上げられ、様々な支援活動がおこなれました。

（9）手話通訳士倫理綱領は、手話通訳士はすべての聴覚障害者の基本的人権を尊重し、これを擁護する、と定めています。

(10) 令和 5 年度、板橋区の障害を理由とする差別に関する相談の窓口は、障がい政策課管理係です。

3. 以下の出来事を古い順に解答用紙に記号を記入してください

1. 障害者基本法の改正（言語（手話を含む）と規定）
2. 東京都障害者差別解消条例施行
3. 日本が障害者権利条約を批准
4. 障害者差別解消法成立
5. 障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法成立・施行

令和６年２月 11 日実施

令和５年度　板橋区手話講習会進級試験　　**通訳養成コース**

（筆記試験解答用紙）

（　昼　・　夜　）　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問題 1.

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳

問題 2.

（1）	（2）	（3）	（4）	（5）	（6）	（7）	（8）	（9）	(10)

問題 3.

→　　→　　→　　→

令和６年２月 11 日実施

令和５年度　板橋区手話講習会進級試験　　**通訳養成コース**

（筆記試験　解答）

問題 1.　（３点×２０問＝６０点）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
エ	ケ	ホ	チ	サ	ヌ	ア	モ	ク	ソ
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
ト	ハ	セ	フ	ム	イ	フ	二	カ	ヨ

問題 2.（３点×１０問＝３０点）

（1）	（2）	（3）	（4）	（5）	（6）	（7）	（8）	（9）	(10)
×	×	×	×	○	○	×	○	×	×

問題 3.　（１０点×１問＝１０点）

１→４→３→２→５